

## 平成24年度第3回政治資金適正化委員会

(開催要領)

1. 開催日時：平成24年9月19日（水） 13時00分～14時05分
2. 場 所：総務省 8階 国地方係争処理委員会室

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
  - (1) 「政治資金監査に関するアンケート集計結果」について
  - (2) 業務制限の範囲について
  - (3) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について
  - (4) その他
3. 閉 会

(配布資料)

- 資料1 「政治資金監査に関するアンケート」集計結果
- 資料2 業務制限の範囲について
- 資料3 登録政治資金監査人の登録者数及び研修の実施状況
- 資料A 「政治資金監査に関するアンケート」集計結果（概要）とその対応
- 資料B 「政治資金監査に関するアンケート」集計結果（詳細）
- 資料C 業務制限について
- 資料D フォローアップ説明会参加申込者からの質問等一覧（平成24年度下半期分）

(本文)

【上田委員長】 おそろいですので、ただいまから平成24年度第3回政治資金適正化委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

議事に入る前に、まず事務局より人事異動の挨拶がありますので、お願いします。

【田谷事務局長】 7月7日付で着任いたしました、政党助成室長の岡田でございます。

【岡田政党助成室長】 岡田でございます。よろしくお願いいたします。

【上田委員長】 次に、平成24年度第1回委員会の議事録についてでございます。

事前に各委員から御意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第1回委員会の議事録について御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで、事務局において適切に管理していただきたいと思っております。

また、平成24年度第2回委員会の議事録については、お手元にお配りしておりますので、同様に御意見等ありましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。次回の委員会でお諮りさせていただきます。

それでは、本日の第1の議題、「政治資金監査に関するアンケート集計結果について」の説明を、事務局にお願いします。

【岡本参事官】 それでは、政治資金監査に関するアンケート集計結果について説明させていただきますので、「資料A」を御覧下さい。

『「政治資金監査に関するアンケート」集計結果(概要)とその対応』についてです。このアンケートは政治資金監査マニュアルの改定など、今後の当委員会における検討の参考とするため、平成22年以来、2年ぶりに実施したものです。

1番「調査の方法」の(4)回答数ですが、1,291、回収率は32.5%となっております。

2番「アンケート結果」について、順次御説明いたします。まずQ1、登録時の士業の別でございますが、下の結果のとおり、税理士の方の回答が多く、83.1%、公認会計士14.1%、弁護士2.6%という状況となっております。

2ページを御覧ください。Q2、これまでの政治資金監査の実施の有無についてです。よく問い合わせがある点でもありますが、「政治資金監査を実施したことがある」が37.3%となっており、各年ごとの実施件数は以下のとおりとなっております。

3ページを御覧ください。Q3、政治資金監査の実施時期及び実施団体数についてですが、下にあるように、1団体が28.1%、2団体が最も多いですが、30.4%、3団体が22.8%、以下記載のとおりとなっており、一番下のところ、合計の1行下ですけれども、平均で2.62団体となっております。(2)実施時期及び実施団体数は、5月が32.

2%で最も多く、以下、21.7%の2月、17.7%の3月という状況です。

4ページを御覧ください。Q4、政治資金監査の事前準備に要した実施日数等についてですが、「事前準備等を実施した」が44.4%、「実施しなかった」が55.6%となっており、政治資金監査の事前準備について、実施日数の平均が2.29日等となっております。

Q5、政治資金監査に要した実施日数等についてですが、全体で実施日数は平均2.06日、従事した監査人数は1日当たり平均1.30人、使用人等の数は1日当たり平均1.68人など、以下記載のとおりとなっております。

5ページを御覧ください。Q6、政治資金監査を実施した政治団体との関係についてですが、「何らかの関係を有している政治団体があった」が14.8%となっており、内訳については「政治献金していた」、「会員であった」など、具体的には記載のとおりとなっております。

6ページを御覧ください。Q7、政治資金監査チェックリストの活用状況についてです。「活用した」が84.9%、「活用しなかった」も15.1%ありますが、今後の方針として、「活用していきたい」という方が大多数という状況です。

Q8は「政治資金監査報告書チェックリスト」の活用状況についてですが、こちらは「活用した」が83.5%、「活用しなかった」が16.5%となっておりますが、今後の方針については、同様に「活用していきたい」という回答が大多数です。この結果を踏まえた対応方針案としては、①フォローアップ説明会によるチェックリストの活用の周知徹底を図りたいことと、②の、政治資金監査マニュアル改定時において、チェックリストを活用することを明記するかについては、今後検討の上、委員会にお諮りしたいと考えております。

7ページ、Q9です。ヒアリングの実施状況ですが、支出の状況の詳細を確認する必要があるものに関するヒアリングの実施状況です。(1)、(2)、(3)とありますが、(1)では56.5%、(2)では62.1%、(3)では58.5%が「ヒアリングで確認した」ということで、おおむねこのような実施状況ですし、該当しそうな支出がないので確認しないという回答が4割近くございますが、これは当然回答としてあり得ると考えておりますので、全体として見れば、しっかり対処していただいていると言えらると思っておりますが、残念ながらヒアリングを忘れたという方も、ごく少数ですがおられます。そのため、8ページですが、対応方針案として、フォローアップ説明会などを通じ、ヒアリングによる確認の実施について、改めて周知徹底をしまいたいと考えております。

次に9ページ、Q10ですが、こちらは任意ヒアリング事項の実施状況についてお聞き

したものです。結果ですが、44.7%の方が実施いただいております。内訳としては、領収書等への印紙の貼付漏れや、人件費関係書類の不備などの指摘が多くなっており、具体的には記載のとおりとなっております。

10ページ、Q11を御覧ください。会計責任者が行政庁に、都道府県選管が主ということになりますが、収支報告書等を提出した際に、行政庁による形式審査において不備等の指摘を受けた場合に、その内容について登録政治資金監査人に連絡するよう、会計責任者等に伝えて意思疎通を図っていますかということについて、お聞きしているわけですが、「伝えている」が約4分の3、75.8%、「伝えていない」が24.2%となっており、今後どうするかについてお聞きしますと、ほぼ全員の方が「今後伝える予定」と回答していただいている状況です。形式審査において、いろいろ不備等の指摘があるわけですが、会計責任者等から連絡がない限り、登録政治資金監査人の方は把握できませんので、幅広く連絡するように伝えることにより、登録政治資金監査人と会計責任者等の意思疎通を良好なものにしていくことが望ましいと考えます。このため、対応方針案としては、フォローアップ説明会を通じて、ただいま説明いたしました内容について助言をしていきたいと考えております。

続きまして11ページ、Q12です。こちらは、「会計責任者が収支報告書等を行政庁へ提出した後に、政治資金監査時に登録政治資金監査人に対し会計責任者等が示した書類又は説明した内容に変更が生じた場合には、再度登録政治資金監査人の確認を受けることが適当とする旨の委員会の見解」、22年12月に出していただいておりますが、そちらを踏まえ、そのような事案が生じた場合に、登録政治資金監査人に連絡するよう、会計責任者等に伝えていきますかという質問です。こちらは「伝えている」が71.9%、「伝えていない」が28.1%ですが、これも先ほどの問いと同様に、「今後伝える予定」と答えていただいた方が大多数という状況です。

これに関しては、3行目以降になりますが、そのような事案が生じた場合には登録政治資金監査人に連絡するよう、会計責任者等に伝えておくことが必要と考えますので、対応方針案として、フォローアップ説明会を通じ、ただいま説明したことについて周知徹底を図るとともに、政治資金監査マニュアル改定時において、平成22年12月の委員会の見解をマニュアルに位置づけるか、また仮に見解を位置づけないとしても、登録政治資金監査人に連絡するよう会計責任者等に伝えることについては明記するかなどについて、今後検討の上、こちら委員会にお諮りしたいと考えております。

12ページを御覧ください。政治資金規正法上、登録政治資金監査人に対しての一定の業務制限の範囲について、どのように考えるかに関する質問です。「現行のままで良いと思う」が48.6%、「対象範囲の拡大を検討しても良いと思う」が41.6%で、その内訳としては、「親子・兄弟等の一定の近親関係にある者」が最も多く、以下記載のとおりとなっております。

ここで、「資料B」が、詳細版ですが、こちらの14ページを御覧いただければと思います。非常に多くの文が並んでおりますが、こちらは、業務制限の対象としてどのような事例を検討すべきかについて、いろいろと具体的に意見をいただいております、それを一覧として、基本的にいただいた御意見の全部について記載させていただいたものです。この中に、既に前回委員会で御検討いただいたもの等も多数含まれておりますので、幾つかの事例について、後ほど業務制限の範囲について御検討いただく際に、御議論をいただければと考えております。

ここで、先ほどの資料Aの13ページにお戻り下さい。Q14は、こちらでも委員会で数度御議論いただいている事項ですが、政治資金規正法施行規則で定められている現行の支出項目の区分の分類について、お聞きしたものです。「問題があると思う」は9.0%、「特に問題はないと思う」が61.9%、「わからない」が29.1%ですけれども、問題があると思うという方の具体的な意見もお寄せいただいております、その中の典型的なものが記載のとおり、人件費と事務所費の区分を細分化すべきと。一方で3つ目のポツのように、区分が細かくわかりにくいという意見もあります。経常経費と政治活動費の区別が難しい、企業会計に即すべきなどもあり、先ほどの資料の詳細版ですと、16ページから20ページに具体的な意見が並べられているという状況です。

続いて、資料A、14ページ、Q15を御覧下さい。その他の項目について、具体的に御意見を伺ったものです。主な意見の中でも両論があるものも多く含まれておりますが、概要、主な意見を並べております。「必ず全数調査は必要」という意見がある一方で、2つ目の黒丸ですけれども、「全数調査は一定金額以上を対象とすべき」という意見もかなりありました。主たる事務所での実施のところにつきましては、「現地調査は必要」という意見もある一方で、「現地調査を省略したい」という御意見もあります。その他、「監査契約書に見本を作ってはどうか」、「最低報酬額の規準を示すべき」だという意見もありました。個別監査指針のところについては、第1号監査事項で、「領収書等亡失等一覧表については保存対象書類一覧表にまとめて記載するようにできないか」、第2号監査事項につきまして

は、「会計帳簿への住所の記載を廃止すべき」、「領収書等について、宛名の無いもの等は領収書等と認めるべきでは無い」、「具体例をもっと多く出してほしい」、「支出目的書の作成は、明らかに支出の目的が分からない分のみでよいのではないか」などの意見があり、15ページですけれども、「賃金台帳、源泉徴収等だけでなく、本人の履歴書、労働者名等も備えておく」べきですとか、第4号監査事項、「通帳の写し等で内容を確認できる場合は、徴難明細書の作成を省略してもよいのではないか」、会計責任者等に対するヒアリングについては、「所得税法違反等については、指摘だけでよいのか疑問」、「形式的なヒアリングではなく、具体的使途が判明せらざる場合に確認検討するよう指示できうる権限を持たせるべき」、また「会計責任者等が会計の初心者である場合もあり得る。その指導を適切にすると会計事務の補助人となってしまうのではないか」、「他の政治団体に対する支出に関し、相手方団体で適切に処理されているかを確認しているかヒアリングすることになっているが、現実的にその確認を支出団体が行うことは無理」などの意見、また政治資金監査報告書では、「無活動団体、収支報告書の金額0円の団体の監査報告書の簡略化」を求める意見や、「項目ごとに重要なものなどは、銀行のチェックリストのような報告書にチェックリストを添付するようにすべき」などの意見がありました。その他のその他になりますけれども、「監査対象政治団体を拡大すべき」、「収入など監査対象項目を拡大すべき」、「支出が0円の政治団体は監査不要ではないか。厳密にいうと、無償で監査をすることは適当ではない」、「監査人の合理的判断をある程度認めてはどうか」などがございました。

こちらに関して、先ほどの資料にも、さらに詳しく書いております。前回のアンケートのときは、不備のある領収書等を活用できるようにしてほしいという意見が圧倒的に多く、数も多く寄せられており、それがマニュアル改定につながっていますが、今回は突出して多い意見はなかったという印象が強いですが、せっかく意見をいただいておりますので、時間をかけまして事務局で検討してまいりたいと考えております。

16ページを御覧ください。委員会事務局の情報の提供のあり方について、感想をお聞きしたものです。ホームページによる情報提供として、「有用な情報は十分提供していると思う」という方が49.0%ありましたが、「必要な情報が探しにくい」という意見も46.9%ありました。この点については、例えば現在Q&Aは、全体を印刷で打ち出すことはできますが、Q&Aを更新した箇所だけ打ち出すことができないというのが、今の実情でして、そういう意味で不便だという声を具体的にいただいております。事務局でも検討した結果、このような点に関しては改善可能ですし、改善していきたいと考えております。

また、フォローアップ説明会や質疑照会等を通じた情報提供ですが、「適切に対応している」という方は50.3%いますが、「必ずしも十分とは言えない」という方も41.6%います。この中で、「説明会の日数・会場数を増やしてほしい」という意見があります。今年はかなり拡大していると思っておりますけれども、そういう意見があります。また「平日開催であるため参加が難しい」という意見、「会計責任者に対する政治資金監査の研修会を行ってほしい」という意見もございました。

そこで17ページの対処方針案を御覧いただきたいと思いますが、①につきまして先ほど申し上げたとおり、情報提供の改善を検討いたします。②でございますけれども、今年への対応は難しいですが、来年、フォローアップ説明会を、土日又は平日夜に開催するなど検討を行ってまいりたいと考えております。③国会議員関係政治団体向けの研修を実施すべきという意見、よく寄せられる意見ですが、このような意見についてどのように考えるべきかという点について、項目として挙げさせていただきました。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

**【上田委員長】** この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言いただきたいと思っております。

ちょっと私から、資料Aの1ページの結果のところ、弁護士33件、公認会計士182件、税理士が1,073件です。これは回答があった人の内訳ですか。

**【岡本参事官】** はい、そうです。

**【上田委員長】** そうですか。例えば弁護士33件というのは、全体の回答者の中で33件しかなかったということですか。

**【岡本参事官】** 1,291の回答数の中で、33「件」回答をいただきましたが、「人」のほうがよかったのかも知れません。

**【牧之内委員】** 回答数が1,300ほどあって、3分の1が監査をやっていて、質問事項は、監査をやったの質問に集中していますが、残りの約900という人たちについての考え方とか感想とか、そういう意見はこの調査では把握できていないわけですか。要するに、監査をしていない、登録はしたけれども、していない人たちがそれだけいるということですね。

**【上田委員長】** 参事官、どうぞ。

**【岡本参事官】** おっしゃるとおりですが、事実関係だけ申し上げますと、Q3から12までは監査をした方のみ聞いていた質問でして、Q13以降は全員の方に御回答いた

だくということで、監査をしていない方も含めてQ13以降は御意見を伺っています。

【牧之内委員】 ああ、そうですね。

【上田委員長】 もう1点、私から質問させていただいて、14ページに、その他のところで、監査契約書に見本を作ってはどうかとあるんですけども、これはどうなっていましたか。前、一応サンプルみたいなものは公認会計士の協会からいただいたことがあるんですが、どうやっていましたか。

【日出委員】 税理士会では、会計士協会から見えていただいたものかな。あと弁護士会に見ていただいたものを、ガイドブックの中に全部表示してあります。

【上田委員長】 そうすると、このアンケートに答えられた方は、それは見本としては見ていなかったわけですね。

【岡本参事官】 これは委員会に対する意見でございますので、多分、2つ可能性があって、税理士会等で作られている経緯もわかっているけれども、委員会として作るべきだと言われたか、例えば税理士会等で作られていることを、認識していなくて言われたか、どちらかと思います。

【上田委員長】 そうですか。

【小見山委員】 これは契約書を作らなくてもよろしいのですかね。ひな形をね。どっちなんだろう。

【岡本参事官】 そこは実際は、会で作られているものを、参考に契約書を作られている方が多いと思うので、委員会として作成しなくても足りるのではないかと考えております。

【上田委員長】 たしか私の記憶では、弁護士会でも見本みたいなものを作ってもらった記憶があります。それから公認会計士協会のほうにも。

【小見山委員】 うん、何かあったと思いますね。

【日出委員】 いや、三者でやったはずです。間違いなく。

【小見山委員】 そうですよ。

【岡本参事官】 公認会計士協会はあると思います。

【上田委員長】 弁護士会もたしか。

【小見山委員】 責任の問題が出てくるのでね、やはり確認をしておいたほうが。

【岡本参事官】 事実関係としては、税理士会連合会と公認会計士協会が、合意に基づいて契約書のひな形を公表しており、法定研修において、こちらを参考にしてくださいと



という言い方をしておりますので、そこは弁護士の方にも法定研修に来られた方も含めて、皆様に説明するという対応となっております。

【小見山委員】 よろしいですか。

【上田委員長】 どうぞ。

【小見山委員】 15ページの下から2番目ですが、支出がゼロの政治団体は監査不要ではないかという御意見があるのですが、これは、支出を見るのは確かなのですが、ちょっと見ましたら、やはり規正法にも書いてあるのは、会計帳簿をまず保存されているかどうか確認してくださいというところから入るのです。だからこの辺はきちんと御理解いただきたいなと思ひまして、もし何かこういう御質問があった場合には、そういうお答えをしていただいたほうがよろしいかなと思ひます。

【上田委員長】 ほかに何か。

では、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【上田委員長】 次に第2の議題といたしまして、「業務制限の範囲について」の説明を、事務局にお願いします。

【岡本参事官】 それでは、「業務制限の範囲について」ですが、「資料C」で御説明させていただきますと思ひますので、そちらを御覧ください。

「業務制限の範囲について」は、前回の第2回委員会において御議論をいただき、幾つか御指摘をいただいた事項がございますので、その件に関しまして御説明をいたします。

業務制限の範囲の考え方について、(1)ですが、制度創設時の経緯はどうだったのかという御指摘、御質問がございました。施行規則改正に先立ちまして、選挙部のほうから委員会に示した考え方としては以下の3点がございました。まず①、当然ですけれども、法律で定める業務制限に準ずる内容とすること、②、政党助成法の規定を参考に検討すること、③ですが、監査の公平性に確保しつつ、まずは監査人の確保のため、最低限の内容を規定するということです。

当時のこのような経緯を踏まえまして、近親者の範囲について、政党助成法や公認会計士法と同様に配偶者のみを対象とする現行制度を維持することが適当であるという考え方もあります。2ページにあるように、一方で、監査人確保が最優先の課題であった制度創設時からの状況の変化や、他法令でも公認会計士法の規定と異なる近親者の業務制限の規定例があること、具体的には米印の参照を御覧ください。政党助成法による監査の業務

制限は、政党助成法施行規則において、公認会計士法の業務制限の規定を引いてくる、引用する形で定められておりますが、一方、金融商品取引法による監査も、政党助成法同様、その業務制限については省令で公認会計士法の規定を引いてくる、同じような形なんですけれども、アンダーラインのところにあるように、配偶者だけではなくて公認会計士の二親等以内の親族が、現在もしくは過去1年以内に、監査関係期間に被監査会社の役員等である場合も業務制限の対象とされているという例もあります。

そこで、上へ戻っていただき、3ポツ目ですけれども、組織化された政党と比べて、国会議員の近親者の役割も大きい国会議員関係政治団体の特質などを踏まえ、近親者に係る業務制限については、例えば二親等以内の親族についても業務制限の対象とするという考え方もあり得るかと考えております。

次に（2）ですが、御指摘いただいた点、海外の政治資金に関する業務の制限ですが、1枚紙の資料C（別紙）を御覧下さい。まずイギリスについてです。外部監査の対象は政党、監査の実施主体が、会社法において監査人となる資格を有する者、業務制限としては、政党若しくは政治団体の会員又は政治家本人、政党、政治団体又は政治家の使用人という規定となっております。

次にドイツですが、こちらも対象としては政党でして、監査実施主体は公認会計士、または宣誓帳簿監査士、こちらは準公認会計士という理解でよいかと思っております。またそれらの会社ということになっております。業務制限としては、一番右ですけれども、（1）の1、被監査政党内において、若しくは当該政党のためにある職務・役割を果たしている場合、又は過去3年間の間に果たしていた場合。2番、監査職務を超えて、記帳または監査対象となる会計報告書の作成に関与した場合などが掲げられております。また（2）会計監査法人又は宣誓帳簿監査法人についても、記載のと通りの制限があるところです。

続きまして、韓国、こちらも政党本部が外部監査対象で、公認会計士が監査をいたします。業務制限としては当該政党の党員のみの規定となっております。

なお、後ろ側のページに、アメリカ、フランスも入れておりますが、こちらは監査実施主体がアメリカですと連邦選挙委員会ですとか、フランスですと選挙運動収支報告及び政治資金全国委員会など、行政機関ですので、事情がやや異なるものと考えております。いずれにしても海外事例調査は更に進める必要があると考えており、谷口委員に事務局が随行する形で、イギリス、ドイツの調査を予定しておりますので、御報告を申し上げます。

次に、先ほど御説明いたしました、Ⅱ番のアンケート結果を踏まえた、さらなる論点整

理です。資料Cに戻って、(1)「公職選挙法第180条の出納責任者」についてです。出納責任者は、選挙運動に関する収入及び支出の責任者であり、各候補者について1人選任しなければならないとされており、3ページにあるように、職務内容といたしましては、①から⑥に記載のとおり職務を遂行することとなっております。

そこで、下のところですが、政党助成法においては出納責任者は業務制限の対象とされていないわけですが、出納責任者Bは、国会議員Aの国会議員関係政治団体である団体Cの政治活動にも深い関わりがある場合も考えられることから、国会議員Aにより選任された出納責任者Bが、団体Cの政治資金監査を行うとすると、国民から見た登録政治資金監査人の「外部性の確保」が十分なされていると言えるか、という点がございます。

一方、出納責任者Bの、国会議員関係政治団体Cの政治活動への関与のあり方はさまざまであると考えられることから、一律に業務制限の対象とする必要はないという考え方もあり得るかと思っております。なお、平成21年の委員会におきまして、出納責任者の政治資金監査に関するQ&Aの書きぶりをめぐりまして、Q&Aですので、法律上は業務制限に該当しないという解釈になるわけですが、望ましくないという認識をいかに示唆するかについて、議論があったところです。

続きまして、(2)「国会議員関係政治団体の会員」についてです。政党助成法においては、政党の党員は業務制限の対象とされていませんが、政治団体の会員は、実態として政治活動との関わり程度に差がありますので、国会議員関係政治団体の会員について一律に業務制限の対象とする必要はないという考え方がある一方で、国会議員関係政治団体の会員が、政治資金監査を行うことが支持者が政治資金監査をしているということで、国民の目から見て登録政治資金監査人の「外部性の確保」がなされていると言えるかという視点もあろうかと思えます。

5ページですが、(3)「国会議員」です。政党助成法においては、所属政党に関わらず、国会議員は一律に監査の業務制限の対象とされております。これは政党助成法施行規則において、独自の規定として加えているものです。国会議員による本人の関係政治団体に関する政治資金監査は、既に業務制限の対象とされておりますが、国会議員は政党などを介して他の国会議員と密接に協力していることに鑑みると、国会議員については一律に業務制限の対象とすべきという考え方もできようかと思えます。一方、政治団体の運営において、当該団体が支持・推薦する国会議員以外の国会議員の関与は限定的なものであることから、国会議員について一律に業務制限の対象とする必要はないという考え方もあろうか

と思います。

(4)「市議会議員・県議会議員」です。政党助成法においては、地方議会の議員は業務制限の対象とされておりません。地方議会の議員と国会議員との関わりの在り方も様々です。市議会議員・県議会議員について、一律に業務制限の対象とする必要はないという考え方が一方、地方議員の中には、特定の国会議員と政治活動上、深い関係を有する者もあり得ますので、国民の目から見て「外部性の確保」がなされていると言えるかという視点もあろうかと考えております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

【上田委員長】 では、この件につきまして、御質問、御意見等ありましたら、どうぞ御発言ください。

【岡本参事官】 1点だけ補足で、事前に御質問をいただいたところに関する説明が漏れていまして、出納責任者はどういう人になるのかという御質問をいただいていたのですが、事務局で50の政治団体の会計責任者を見てみましたが、そのうち10人の方が出納責任者になっていました。会計責任者が出納責任者になっていた例は、そのぐらいの例があったということで、個々の関わりは様々だと思いますけれども、そのまま会計責任者が出納責任者に移行しているような方もいらっしゃるということです。

【上田委員長】 法律の規定は別として、出納責任者は一体何をされているんですかね。

【牧之内委員】 選挙運動の収支報告書を提出する。

【上田委員長】 かなり後援会でも重要な方が選ばれていますね。

【牧之内委員】 今のように、会計責任者と同一になるというような例も結構あるだろうと思いますけれども。会計責任者はちょっと東京で、選挙運動は地元という形で、地元の有力者、後援会の有力者になるようなことも考えられると思います。

政党助成法のほうは出納責任者がいないと書いてありますけれども、それはあまり重要な情報ではないように思いますが、要するに政党が選挙運動収支報告書を出す必要がないわけだから、出納責任者という概念がそもそもないわけでしょう。

【岡本参事官】 そうですね。御指摘のとおり、そこは確かにパラレルな情報ではないと思います。

【牧之内委員】 基本的に、前回の議論もそうですけれども、この監査の性格をどう考えるのかということで、小見山委員のように、形式的な監査なので事実があるか、領収書

がそろっているかどうかを確認していくことであって、意図的な要素が入っていないのだから、職務制限というものを、そんなに厳格に考える必要はないという立場に立つのか、それとも、さはさりながら、ほかの人から見たときに、この監査が公平にされていることを、できるだけ担保していく形をとったほうがいいと思うのかというところで分かれるんだと思うんですが、私は前回も言ったように、できれば、できるだけ後者のほうに立って物を考えたほうがいいのではないかと思います。そういうことからすると、今の出納責任者などは、会計責任者と性格的に当該国会議員との関係で見れば同じような立場に立つような人ですから、これは業務制限をかけてもいいのではないかと思います。ほかのものにつきましては、一つ一つ議論をしていかないといけないので、ちょっと感覚的な意見になりますので、今は差し控えたいと思います。

【上田委員長】 外部性の確保といえ、企業の会計監査と違って実質的な点で踏み込まなければ、どちらかという外部性の確保のほうで重点を置いて、業務制限をもうちょっと広げて、これだけ業務制限がかかっていますから、あとは中身はわかってくださいと、ちゃんとやっているはずですよという考え方もあるのではなかったですか。

【小見山委員】 それは十分理解できますね。

【上田委員長】 ええ。これだけ政治団体と関わりを持っている人は外すようにしています、だから大丈夫なんですよということで、多分今のアンケートなんか見ますと、それほどこれに業務制限をかけても外れていく人はいないと思うんですね。

【小見山委員】 そうですね。

【上田委員長】 ほかに何か。

【日出委員】 同じような意見ですから。

【上田委員長】 はい。

それでは、この議題につきましてはこの程度で終わることにいたします。

昨年3月の「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」において重要とされた項目についての検討は、一通りなされたこととなります。そのほか、収支報告書等の特例制度の対象となる政治団体の範囲の拡大等につきましては、委員会で検討すべきかにつきましては、今後、検討してまいりたいと、言い方がちょっとややこしいですけども、そういうことをございます。検討するかどうかを検討してまいりたいということをございます。

次に、第3の議題の前に、その他の議題といたしまして、「フォローアップ説明会参加申

込者からの質問等一覧」、平成24年度下半期分でございますが、これの説明を事務局にお願いします。

【岡本参事官】 それでは、フォローアップ説明会参加者からの質問等につきまして、資料Dで御説明をいたします。

まず1番です。会計責任者が立て替えていたため、支出簿に記載漏れをしていた点について指導するが、修正しなかったとき、どこまで関与すべきか。また、ガソリン代の内訳書がなく、家事費のつけ込みがわかった場合、どこまで指導すべきかということです。こちらは文章でいただいているだけで、これ以上に情報がないので、忖度しながら回答ということになります。回答として、仮に支出の記載漏れがあり、会計責任者に指摘したにも関わらず、訂正をしなかった場合、法定の監査事項を確認できなかったものとして、政治資金監査報告書の別記にその旨を記載することが考えられますということで、これはQ&Aで似たような質問がございましたので、それをベースに回答させていただきたいと考えております。

2番、人件費について、源泉徴収簿の作成をしていないものに、税理士としてどこまで指導すべきか等についてですが、こちらも回答文は長くなっておりますが、一番下のところを見ていただきますと、政治資金監査に関するQ&A、VIの3と同旨ですので、同様の回答ぶりとさせていただきたいと考えております。

3番です。特に中段からですが、支払い用紙、振込明細書の受領書に、支出の目的が記載されていない場合、会計責任者が支出の目的を記載したのも認められるかということについてです。こちらは2ページの4行目からですが、「支出の目的を記載した書面」については、作成者の定めはありませんが、一般的には支出の目的を知る立場にある会計責任者が作成するものと考えていられるところとして、政治団体の会計責任者が振込明細書に「支出の目的」を記載した場合についても、別様とせず、当該振込明細書の写しを「支出の目的を記載した書面」と取り扱って差し支えありませんという回答をさせていただきたいと考えております。

4番が支出項目の分類についての質問、5番がフォローアップ説明会についての質問、なお5番の受講機会の拡大につきましては、先ほど申し上げましたとおり、事務局としても最大限、今後努力してまいります。

6番、政治家や会計担当者向けの説明会は行われているかということに関しましては、記載のような回答で、総務省の関係課からも必要に応じて指導や説明会を実施しております。

すという回答案としております。

7番、対象範囲の拡大等につきましては、また意見交換をいただければと考えております。

8番、労働保険の保険料の払い方についてでございます。こちらの方も非常に緻密に記載したいということでございますが、そのような処理で差し支えありませんという回答といたしたいと考えております。

説明としては、以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問あるいは御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

日出委員、どうぞ。

【日出委員】 3番目の問題なんですが、この質問では郵便局ということで一応特定されているんですが、回答ぶりとすれば、下3行で、当該振込明細書の写しを「支出の目的を記載した書面」と取り扱って差し支えありません、その前段ですが、振込明細書に支出の目的を記載した場合については別様とせずとなっている関係上、あくまで郵便局でなくて銀行振り込みであっても、振り込みのどこかに支出の目的が書かれていれば、支出目的書は要らないと、取り扱うということで考えていいのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

【岡本参事官】 こちらは質問が郵便局においてということでしたので、こういう回答ぶりですが、銀行で振込明細書をもった場合につきましても、同様の考え方でよろしいと考えております。

ただ1点だけ申し上げますと、明確に区別できればいいんですが、事務局で確認したところ、郵便局は代理受領権限の契約をしておりませんので、郵便局でもらっているいわゆる振込書は、皆、政治資金規正法上でいう振込明細書と考えていいんですが、銀行が代理受領権限をもって領収書を発行して、そこに目的が不備なものは、記載不備のある領収書である場合もあり得ます。ですから記載不備である領収書か振込明細書で目的がないものか、これが明確に判別できる場合もありますが、判別し難いややこしい場合もあるのですが、いずれにしても、目的を記載していない振込明細書であれば、先ほどの郵便局の回答ぶりのような、3番と同様の処理で大丈夫ということで考えております。

【上田委員長】 金融機関によっていろいろ、郵便局、銀行、では信用組合はどうかとか、信用金庫とか、世の中の人みんなわからないんですが、みんな金融機関というのが

頭ですから、今の代理受領権限の関係ではどう整理されているんですか。

【岡本参事官】 基本的にはわかると思っておりますが、例えばコンビニは為替業務ができない。コンビニで押してもらうものに関しては、基本的には領収書、代理受領契約に基づいた領収書ということです。一方で、郵便局は方針として代理受領契約を結ばないので、郵便局で押してもらったものは、全部、振込明細書だということになりますが、申し上げているのは、銀行の場合は振込明細書を出す為替業務もやっておりますが、代理受領権限に基づいて領収書を発行する場合もあり、両方あるので、そのときに目的がないものがあったとすると、それは政治資金規正法上の3事項を満たしていない記載不備のある領収書である場合と、目的がない振込明細書である場合の2種類あり得るということを上げたものです。

【上田委員長】 事務局長、どうぞ。

【田谷事務局長】 銀行のATMあるいは窓口で振り込んだ場合は通常受領権限を与えられているわけではないので、質疑のとおりの対応で結構だと思います。

【日出委員】 もっと簡単に言いますと、ATMだろうが何だろうが、銀行の振り込みの用紙がありますよね。

【田谷事務局長】 銀行の窓口での振込もあります。

【日出委員】 総合のものもありますし、それから単品のものもあります。例えば総合のケースの場合であっても、払う人たちの都合で総合を使いますけれども、その振り込みには相手先の口座番号とか金額しか書いていないですよ。その脇に、会計責任者がこれは何々の請求書に基づいた形で、何月分の何々なんだと書いて、それで振り込むことも任意でやることができますよね。備忘的に。そういった場合に、この書面として考えていいかどうかということを考えているんです。もっと単純な話です。代理受領の権限があるかないかということは考えていません。あくまで振込明細書は、通常は支出目的書をつけないといけないですよ。結局、業務としては二重になってしまうんです。ですから、ここの回答ぶりだとすると、郵便局のほうの振替のところに目的が書いてある場合には、支出目的書は要らないで、そのまま領収書代わりに使って構わないという回答ぶりだとすれば、銀行のものもそういう扱いになるのではないかなということを確認したかったんです。

【岡本参事官】 よくわかりました。

【上田委員長】 大泉課長。



【大泉政治資金課長】 もともと、この省令改正は、そもそも印刷されている電話料金の振込明細書に、目的が書いていないということで、もしも書いてあれば、あえて同じような支出目的書を別様に作らなくてもよくしようということから始まったんですが、省令の文言を調整していきました結果、正式な権限がある者、この場合は会計責任者ですが、支出目的書を別様にするか、あるいは振込明細書に書き込むかという違いだけだと、最終的にはなりますので、そういう意味では、印刷されたものに限らず、正式な権限者が……。

【日出委員】 権限者が書いている。

【大泉政治資金課長】 はい。そうであれば、ある意味、紙を別様にするのを省略するという意味もあると思いますので、そこは省令の文言に適合していると考えられますので、いずれの振込明細書につきましても、権限者が書いていただければよろしいということになると思います。

【日出委員】 事前に、政治団体のほうから教えてくれと言われるケースも税理士の中ではいるみたいなので、そういった中で指導していくときに、振り込みは全部、支出目的書がセットとマニュアルにも書いていますし、今までやっていますけれども、これは業務の二重のものを省くことができると思ったものですから、確認させてもらいました。

【大泉政治資金課長】 もう1点。それで、私どもも、この6のところにも関係するんですが、各政党の事務局にお願いといいますか、申し込みをしまして、領収書の出し方とか、あるいは収支報告書の書き方について、秘書さんなどに対する説明会を、希望があれば毎年行っておりまして、今年もそういうことをやろうと考えております。その中で今話を説明しようと思っております。

あともう一つ、いいですか。事務局に対してで申しわけないですけども、6番のところ、3ページの一番右端のところに「指導」と書いてあるんですが、できれば「助言」にしていきたい。お願いしたいと思います。

【谷口委員】 4番のところの回答で2点あるのですが、まず1点目は、後段のほうで、ヒアリングにおいて会計責任者にその内容を確認するのは、登録政治資金監査人の方であり、他方で、交際費として計上するのは会計責任者なので、主語の混同がないように少し修文をお願いしたいというのが、1点目です。

2点目が、この事例、選管が祝い金を交際費として計上するよというのは、推測にすぎませんが、公選法違反の可能性を疑ったのではないかと思いますので、回答のほうでも、「慶弔等の儀礼的に支出された経費」とさらっと書くのではなくて、公選法は非

常に厳しくて、ごく限られたケースでこういう扱いを認めるのだというように、法律にのっとった形での表現にしていただければと思います。

【岡本参事官】 御指摘はわかりました。

1点、補足で申し上げますと、選管から指摘されたと質問にありますが、どの選管と書いておらず、東京会場の質問だったので、都選管に聞いたんですけれども、こういう回答した記憶はないと言われて、実際の指導内容の詳細はよくわからなかったものですから、このような回答ぶりとなっておりますが、今、谷口委員から御指摘いただいた点については、修正して回答したいと思います。

【上田委員長】 ほかに何かありますか。

では、本議題につきましては、御了承いただいたということによろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【上田委員長】 今の御発言の点を修正しました上で、そのようにいたします。

次に、第3の議題といたしまして、「登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について」の説明を、事務局をお願いします。

【岡本参事官】 資料3を御覧ください。

1番、「登録政治資金監査人の登録状況」についてですが、一番下を見ていただきますと、合計4,159人ございまして、増加を続けている状況でございます。続きまして、後ろの2ページ、政治資金監査に関する法定研修の実施状況についてです。8月、28人、9月、15人ということで、引き続き法定研修も受けていただいている状況となっております。

3番、「フォローアップ説明会の実施状況」についてですけれども、24年度合計が389名で、積極的に受講いただいているものと考えております。

以上でございます。

【上田委員長】 はい。

御質問、御意見等ございましたら、どうぞ御発言ください。

ないようでしたら本議題についてはよろしいですか。それでは、本日の議題は以上でございますが、今後の委員会の進行等について、事務局から何かありますでしょうか。参事官、お願いします。

【岡本参事官】 登録政治資金監査人アンケート調査結果につきましては、総務省ホームページ等において公表する予定としております。

以上です。

【上田委員長】 その他、事務局からありましたらお願いします。

【岡本参事官】 本日の委員会の審議状況につきましては、委員会終了後、総務省8階の会見室におきまして、事務局長によるブリーフィングを予定しております。本日の公表資料につきましても、その場で配付する予定でございます。なお本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の御連絡先に、明日9月20日木曜日の夕方ごろに確認の御連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

【上田委員長】 次回の開催等につきまして、事務局に説明をお願いします。

【岡本参事官】 次回の委員会についてでございますが、後日、日程調整をさせていただきたく存じますので、よろしく願いいたします。

【上田委員長】 それでは、以上を持ちまして、本日の政治資金適正化委員会を終了したいと存じます。